

くらしの
Be careful!
シグナル

あなたを狙う「だましのプロ」

島田市消費生活センター

市民安心課 市民相談係 ☎ 36-7153

～最近の消費者被害の手口を紹介します～

突然の「儲かる話」「得する話」には必ずウラがあります。だまされない注意力和知識、断る判断力と勇氣、相談する行動力を備えて、大切な財産を守りましょう。

まず疑って！SF商法(催眠商法)

SF商法とは、狭い会場に人を集め、販売員が巧みな話術で場を盛り上げながら、無料同然で日用品などを配り、冷静な判断ができない高揚した雰囲気の中で、高額な商品を売りつける商法です。



これまで何度も紹介していますが、相談や被害情報が絶えません。契約した本人がだまされたと感じていなかったり、言い出せなかったりする人が多いので、周りが気付いてあげることが大切です。

●SF商法の手口

「健康で快適なライフスタイルを提案します」「しばらくの間この地域に出店するので、宣伝のため日用品などを安価で販売します」などというたい、民家や公会堂などの閉めた会場に人を集めます。会場では、若い販売員が健康など

について楽しく話しながら「買わないと損だ」という一種の催眠状態を作り出した後で、高額な商品を紹介します。業者と仲良くなって何も疑わずに商品を購入したり、断った途端に販売員の態度が急変したため怖くなって契約してしまったりしたケースがあります。

契約した後に自宅まで車で送ってその場で代金を支払わせたり、銀行や郵便局へ同行してお金を引き出させて支払わせたりする強引な業者もいます。

●会場の貸し出しにも要注意!!

自宅の一部や空き家、公会堂といった施設を「販売会場として貸してほしい」と突然頼まれたら、どうしたらよいでしょうか。安易に承諾すると「あのお宅でやるなら安心」というような安心感を、近所の人たちに与えてしまうことがあります。また、貸した本人が高額な商品を買わされてしまう場合もあるので、慎重に対処しましょう。

●覚えておきたい基礎知識

- 主な高額商品
 - ▽健康食品・布団・敷きパット・温熱治療器・電気治療器など
- 被害に遭わないために
 - ▽無料・安価につられ、安易に会場へ行かないことが第一
 - ▽友人や知人を誘わない
 - ▽即日契約は見合わせる
 - 契約してしまったときは
 - ▽訪問販売や電話勧誘と同様に、

契約した日から数えて8日以内であれば、クーリング・オフによる解約が可能
※布団や治療器などは、使用済みの場合でもクーリング・オフが可能です。
困ったときや不安な場合は、消費生活センターへご相談ください。

電話を利用した詐欺の新たな手口

電話を利用した詐欺行為は「オレオレ詐欺」「利殖勧誘詐欺」などの手口がよく知られていますが、最近はそのような新たな手口が増えているので注意しましょう。

●個人情報削除をかたる詐欺

公的機関を名乗り「個人情報がかかっているので削除してあげる」と持ちかけてきます。応じるとさまざまに相手から電話があり、最終的に高額の手数を要求します。
○被害に遭わないために
いったん流出した個人情報の削除は不可能です。相手にせずに電話を切ってください。

●社会的に関心の高い商品の詐欺

今後は、東京オリンピック関連など、社会的に関心の集まる商品をかたった詐欺が増えると思われるので、こちらも注意しましょう。
○お金を払ってしまったときは
だまされてお金を払い込んでしまったときは、直ちに消費生活センターと警察署へご相談ください。

生活用品活用バンク

とき／毎週火曜日・木曜日 午前9時～午後4時(祝日・プラザおおるり休館日を除く)
ところ／市民相談係(プラザおおるり1階)

登録方法／電話または直接、市民相談係まで(品物の色、形式などもお伝えください)
①譲ります

- ▽本棚・シングルベッド・ライティングデスク・小型冷蔵庫・大型冷蔵庫・食卓・プリンター・チャイルドシート・ピアノの椅子・制服・ゴルフクラブ・スキー板・電子オルガン・ギター・ポータブルトイレ・犬小屋・カーテン・一輪車
- ②譲ってください
- ▽カラーボックス・三面鏡・ピアノ・電子ピアノ・ソファ・こたつ・電気釜・制服・ベビー用品・ジュニアシート・健康器具・エレキギター・ミシン・手押し車・金谷茶まつり法被(第七屋台)・自転車

※12月25日現在の状況です。詳しくは、市ホームページの一覧表をご覧ください。

注意点

- 譲りたい物は、自宅で保管
 - 譲ってほしい人が運搬
 - ◎市民安心課 市民相談係
- ☎ 36・7153